



平成 24 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 ザインエレクトロニクス株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 飯塚 哲哉
(JASDAQ・コード番号：6769)
問い合わせ先 取締役経営企画部長 高田 康裕
電 話 番 号 0 3 - 5 2 1 7 - 6 6 6 0

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は、平成 26 年 4 月 1 日以降、単元株式数を 100 株とすることが義務付けられたことに伴い、その趣旨を踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 24 年 12 月 31 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 24 年 11 月 30 日（金）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のようになります。

①株式の発行前の発行済株式総数	123,401 株
②株式の分割により発行する株式数	12,216,699 株
③株式の分割後の発行済株式総数	12,340,100 株
④株式の分割後の発行可能株式総数	48,800,000 株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成 24 年 12 月 14 日（金）
②基準日	平成 24 年 12 月 31 日（月）
③効力発生日	平成 25 年 1 月 1 日（火）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火)

(参考) 平成 24 年 12 月 26 日をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 1 月 1 日 (火) をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第 5 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 6 条 (単元株式数) を新設いたします。
- ③現行第 6 条以下の定数を各 1 条繰下げいたします。
- ④現行第 5 条の変更および第 6 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条および第 2 条を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>488,000株</u> とする。 (新設)	第2章 株式 第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,800,000株</u> とする。 第6条(単元株式数) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第6条～第44条 (条文省略) (新設)	第7条～第45条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>第5条の変更および第6条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は平成25年1月1日とする。</u>
(新設)	第2条 <u>前条および本条の規定は、平成25年1月1日をもってこれを削除する。</u>

以上